

総合病院中津川市民病院照明設備 LED 化事業プロポーザル実施要領

令和 7 年 8 月

総合病院中津川市民病院 病院総務課

1. 業務の目的及び趣旨

総合病院中津川市民病院（以下「当院」という。）では、病院施設を維持管理していくうえでの必要性和経費節減及び環境負荷低減のための電力需要を抑制する目的で、既存の蛍光灯照明に替えて LED 照明設備を賃貸借により導入する事業を実施する。

実施にあたっては、事業者からノウハウを活かした施工等に関する提案を受け、当院にとって最も優れていると考えられる事業提案を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2. 事業概要

（1）事業名称

総合病院中津川市民病院照明設備 LED 化事業

（2）事業実施場所

岐阜県中津川市駒場 1522-1 総合病院中津川市民病院

稼働病床数：316 床（急性期一般 5 病棟 237 床、地域包括ケア 2 病棟 79 床）

（3）基準対象台数

LED 化済箇所を除く照明ランプ数 8,794 点

（4）器具種別及び対象箇所

別紙「既設器具及び代替 LED 照明消費電力積算数量表（以下「数量表」という。）」のとおり

（5）灯具・工事仕様

別紙「総合病院中津川市民病院照明設備 LED 化事業に係る灯具・工事等仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（6）契約方式及び期間

① 契約方式

レンタル又はリース契約

※地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約（*）とする。

（（*）このため、契約書に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。」旨明記する。）

② 契約期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

※令和 8 年 3 月 31 日までに LED 化工事を完了すること。

③ 交換実施した照明ランプは賃貸借期間終了後、当院に無償譲渡することを前提に別途協

議すること。

- ④ 事業者決定後、数量表に記載のない照明が見つかった場合、製品や台数を報告し、金額については当院と協議を行うものとする。また、提案により台数を増減することは可とする。

(7) 契約上限金額 95,000,000 円 (税別)

※5 年間の支払額の合計。

※支払いは月額で、60 回払いとする。

(8) 事業内容

- ① 器具及び設置に必要な付属品一式のレンタル又はリース
- ② 器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事
- ③ 既存設備の撤去、運搬及び廃棄処分
- ④ 事業達成のために必要な現地調査及び確認調整等
- ⑤ 工事完了後の管理、保証、保守

3. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日からプレゼンテーション実施の日までの期間に、国若しくは地方自治体からの入札指名停止等の措置を受けてないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 工事業者がリース又はレンタル事業者等を代表者とする企業の共同体（以下「グループ」という。）で参加する場合は、グループの構成員と役割分担を明らかにし、すべての構成員が契約に関するすべての内容に対して連帯責任を負うものとする。

4. 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

また、当院は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用することや、情報を漏ら

すことはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 当院からの提出書類の取扱い

当院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日追加資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加証明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、いかなる場合であってもその虚偽が発覚した時点で失格とする。

5. 担当部局（書類等提出先）

所在地 〒508-8502 岐阜県中津川市駒場 1522-1

施設名 総合病院中津川市民病院

担当者 病院総務課 安保（あぼう）淳史

電話 0573-66-1251 （内線：4509）

Eメール nmgh-jimu@city.nakatsugawa.gifu.jp

6. 事業スケジュール

内容	期間等
プロポーザル実施要領の公表（※）	令和7年8月8日
質疑書受付期間	令和7年8月22日まで
質疑回答	令和7年8月25日
参加表明書及び資格確認書類の受付	令和7年8月22日まで
企画提案書受付	令和7年8月29日まで
ヒアリング審査、最優秀提案者の決定	令和7年9月8日

審査結果通知	令和7年9月12日まで
LED 化工事施工期間	令和7年10月～令和8年3月
契約（使用）開始	令和8年4月1日～

※当院ホームページに掲載

7. 公募書類等に対する質問及び回答

（1）質問提出方法

募集要項、仕様書に対する質問がある場合は、質問票（様式第1号）の電子データ（Word又はExcel）を作成しEメールで提出すること。

提出先は担当部局のEメールアドレスとする。

（2）回答方法

質問への回答は、すべての質問について一括して当院ホームページに掲載する。

8. 参加表明書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送すること。書類は紙媒体で1部提出すること。持参する場合は土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに担当部局へ提出すること。郵送は提出期間内に担当部局必着とし、書留郵便に限る。

提出された書類により直ちに資格要件の審査を担当部が行い結果を通知する。なお、提出された書類に不備が認められた場合は、修正または再提出を求めることがあり、提出された書類は返却しない。

（1）参加申込必要書類

- ① 参加申込書等提出書類確認表（様式第2号）
- ② 参加申込書（様式第3号）
- ③ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ④ 消費税及び地方消費税の納税証明書、法人市民税の完納証明書又は納税証明書（本社以外の事業所が契約担当となる場合はその事業所所在地の法人市民税の完納証明書又は納税証明書。）」
- ⑤ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の直近3か年のもの）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- ⑦ 企業パンフレット等

※グループで参加する場合は構成するそれぞれの企業について③～⑦の書類を提出すること。

9. 企画提案書の提出

本件への参加を認められた者は、企画提案書を作成し、当院へ持参又は郵送すること。持参する場合は土曜、日曜及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに担当部局へ提出すること。郵送は提出期間内に担当部局必着とし、書留郵便に限る。

(1) 提出書類

企画提案書は、次の内容を含み、①から⑫の順に資料を作成すること。作成した資料は紙媒体で A4 ファイルに綴じ、10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

① 提案書表紙（提案様式第 1 号）

② 企画提案者概要書（提案様式第 2 号）

- ・照明設備 LED 化工事の施工実績

③ 施工体制について

- ・施工従事者の人数、実務経験年数、有している資格等を記載すること。

④ 施工スケジュールについて

- ・工事施工期間における各月の実施内容を記載すること。

⑤ 使用機器に関する提案

⑥ 施工監理（病院運営に配慮した施工の進め方）に関する提案

- ・手術室や病棟など特に制限が伴う場所での施工への配慮について記載すること。

- ・当院利用者や職員への配慮について記載すること。

⑦ 廃棄物の適正処理に関する提案

⑧ 施工後の管理、保証、保守に関する提案

⑨ 導入費用の見積書（5 年間のリース費用の合計）

⑩ 5 年間の経費削減効果（電気代、消耗品）の分かる資料

- ・LED 照明を導入した場合としなかった場合の電気料金及び消費電力量を算出し、5 年間の効果を明確に示すこと。

⑪ CO2 排出削減効果が分かる資料

- ・削減した電力量により削減される CO2 排出量を算出し記載すること。

⑫ その他独自提案

(2) 一般事項

① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。

② 企画提案書には、会社名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示をすること。

③ 企画提案書は、A4 版片面印刷で作成すること。なお、図表等 A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

④ 各提案書類において消費税額及び地方消費税額を明記する場合は、10%とする。

(3) 特記事項

① 削減効果提案における電気料金等は下記に基づいて積算すること。

- ・ 当院の電力契約：1,350kW（高圧業務用電力）
- ・ LED 化対象箇所の照明による消費電力計：340.78kW
- ・ 1 か月あたりの LED 化対象箇所の照明による電力量総計：66,433.31kWh
- ・ 電気料金平均単価：18.00 円/kWh（税別） ※燃料調整費を含む。

② 環境負荷低減の提案における電気 1kWh あたりの CO₂ 排出量は 0.45kg-CO₂/kWh 換算として算出すること。

③ 点灯時間・日数は、別紙 1「既設照明器具設置リスト」を参照すること

（４）参加を辞退する場合

本件への参加を認められた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに辞退届（様式第 5 号）を当院に持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

10. プレゼンテーション

応募者からの企画提案書の内容を踏まえ、次のとおりプレゼンテーション方式によるヒアリング審査を行う。プレゼンテーションにおいてデータを使用する場合は、事前に USB メモリまたは DVD 等の媒体に記録し当院へ提出すること。また、パソコン及びプロジェクターは当院が当日会場に用意するものを使用すること。

（１）日時及び場所

詳細については別途応募者へ通知する。

（２）審査項目

別に定めるプロポーザル選定委員会が、次の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案者 1 者を選定する。

- ① 当該事業を受注できる企業規模を有し経営が健全であること。
- ② 十分な LED 照明の導入実績があること。
- ③ 当院の定める工期までに無理なく施工できる施工体制やスケジュールが具体的に確認できること。
- ④ LED 照明機器について公募要件を満たす提案であること。
- ⑤ LED 照明機器について不快感（グレア、フリッカー等）を与えない機器が選定されていること。
- ⑥ 施工に関して、患者や病院職員への負担が少ない方法や配慮がなされ、安全対策が十分確保される計画であること。
- ⑦ 手術室や病棟等の入室に制限がある場所について、施工時間帯などの工夫があること。
- ⑧ 廃棄物の処理・再利用計画が具体的かつ充分であること。
- ⑨ レンタル期間中の LED 照明の管理・保証について提案があること。

- ⑩ 適切な導入費用で経費削減効果(メリット)が大きいこと。また、それらが具体的な根拠に基づき説明されていること。
- ⑪ 環境負荷低減(CO2 排出量の削減効果)が大きいこと。また、それらが具体的な根拠に基づき説明されていること。
- ⑫ 独自の工夫、提案があること。

(3) 審査要領

審査にあたっては、次の要領で行う。

- ① プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ② 応募者は企画提案書に基づき20分を上限に口頭によるプレゼンテーションおよび導入ランプ(直管)のデモンストレーション等を行う。その後、プロポーザル審査員による質疑応答を10分程度行う。
- ③ 実際の導入照明設備を用いたデモンストレーションを行う場合は導入予定の直管タイプ(FHF32W用)で行うこととする。
- ④ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を最優秀提案者とする。
- ⑤ 最優秀提案者が失格又は辞退した場合は、プレゼンテーションにおける次点のものを繰り上げて最優秀提案者とし事業契約に向けての優先交渉権者とする。
- ⑥ 審査の結果、審査員の合計評価点が最低基準評価点に達しない参加者は失格とし、参加者のいずれもが最低基準評価点に達しない場合は最優秀提案者を選定しないものとする。
- ⑦ 参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルは中止とする。
- ⑧ 提案者が多数あり、プレゼンテーションの開催に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル選定委員会において、書面審査に変更するなど要領を変更することができるものとする。

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は応募者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、当院のホームページにも掲載する。

(5) 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 参加申込書を提出した日から審査が終了するまでの間に社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと認めた場合。
- ⑥ 審査委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ⑦ 他の参加者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ⑧ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合。
- ⑨ その他、当院が指示した事項に従わない場合。

(6) 評価基準

評価基準は次のとおりとする。※配点は審査員 1 人当たりのもの。

No	審査項目	評価内容	配点
1	企業の評価 施工実績	参加者の企業規模、経営状況、事業内容及びこれまでの施工実績が十分あるか。	20
2	施工体制及び事業実施 スケジュール	当院が指示する工期内に無理なく施工できる体制及び工事のスケジュールが組まれているか。	15
3	使用機器	LED 照明機器の選定が公募要件に合致しているか。 不快感（グレア、フリッカー等）を与えない機器や医療機器に影響のない機器が選定されているか。	30
4	病院施設に対して配慮 のある施工監理、廃棄物 対策	患者や病院職員への負担を最小限とする施工方法がとられ、安全対策が講じられているか。入室に制限がある場所について施工時間帯などの工夫があるか。廃棄物が適切に処分されることになっているか。	15
5	施工後の管理、保証、保 守	施工後の LED 照明の管理、保証、保守について十分な提案があるか。	15
6	費用対効果	導入費用が適切か。経費（電気代等）削減効果で当院にどれだけのメリットがあるか。それらが具体的な根拠に基づき説明されているか。	30
7	環境負荷低減に関する 評価	CO2 排出量の削減効果がどれだけあるか。具体的な根拠に基づき説明されているか。	10
8	独自提案	全体として独自のノウハウや当院にとってメリットの大きい独自の提案はあるか。	15
合計			150